

福生市立図書館の今後のあり方について（答申）

令和6年3月

福生市図書館協議会

令和6年3月16日

福生市立図書館
館長 森本 恭子 様

福生市図書館協議会
会長 竹宮 仁美

福生市立図書館の今後のあり方について（答申）

令和5年12月2日付け福教図発第21号で諮問を受けましたこのことについて、別紙のとおり答申いたします。

はじめに

社会情勢の大きな変化、情報通信技術の目覚ましい発展、多様化する利用者ニーズ等、図書館を取り巻く環境は大きく変化しています。令和元年6月28日には、『視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）』が公布・施行されました。これは障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律です。法の施行によって、様々な障害のある方が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるようにすることが図書館に求められています。

また、福生駅西口地区市街地再開発事業については、図書館機能をもった施設の整備計画が予定されています。今後は各館がそれぞれの特徴を生かし、より一層充実した図書館サービスの提供が期待されます。

現在図書館は、来館型サービスと非来館型サービスの双方への対応が求められています。

新しい時代を迎えた福生市立図書館の今後のあり方について、福生市図書館協議会が望むことは、次のとおりです。

- 1 資料の豊かな図書館
- 2 すべての市民のための図書館
- 3 市民の学びと成長を支援する図書館

1 資料の豊かな図書館

『図書館法』において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設となっています。今後も、図書館の重要な役割である、資料の収集に努めて欲しいと考えます。

(1)市民の多様な学びを支援し、魅力的な図書館であり続けられるよう、福生市立図書館資料収集方針に基づき資料の充実を図ってください。

(2)電子書籍の貸出サービスであるふっさ電子図書館は、スマートフォンやタブレットを使用して様々な場所で電子書籍を読むことができる、大変便利なサービスです。ふっさ電子図書館の、より一層の周知と利用の促進を図ってください。

(3)市民が福生市について学ぶことができるよう、併設している郷土資料室と連携し、郷土資料（地域資料）のより一層の充実を図ってください。

(4)福生市には中央図書館と3つの分館があります。それぞれの図書館の持つ特色を大切にし、その個性を伸ばす資料の収集を図ってください。

2 すべての市民のための図書館

読書は、人が成長し心を育む上で、重要な役割を果たします。図書館は、すべての市民が読書に親しみ、人生を豊かにする一助となる施設であってほしいと考えます。すべての市民が読書を楽しめるよう、読書環境の整備を図ってください。

(1)図書館が、幼児から高齢者まで、すべての市民にとって、世代を問わず気軽に足を運び、気持ち良く過ごすことのできる居場所となることを望みます。

(2)各世代の交流の場として機能する事業の実施を望みます。

(3)市民が気軽に声を掛け合い、また語り合える機会の提供を望みます。

(4)利用したことのない方の来館のきっかけとなるような事業とともに、来館を前提としない事業の充実と、その周知を望みます。

3 市民の学びと成長を支援する図書館

子どもから大人まで、生涯にわたる学びを保障する図書館であって欲しいと考えます。

(1)レファレンスは、図書館所蔵の資料を有効に活用した市民の学びを支援する重要なサービスです。より分かりやすく、市民が気軽に利用できるよう、工夫と周知を図ってください。

(2)市民の身近な存在として、市民に寄り添い、市民と共に在る図書館を望みます。豊富な知識と経験を持つ専門職員の育成を図ってください。

(3)主体的な学びに、読書は重要な役割を果たします。本の素晴らしさが伝わる事業や、課題解決に役立つ事業の実施を望みます。

(4) 創意工夫を凝らし、市民の関心を引くことができる魅力的な展示を実施してください。

(5) 引き続きボランティアの育成を行い、活動の機会と場の提供を図ってください。

(6) 近年では、ICタグを使用した自動貸出機の導入や、電子図書館の開設がありました。今後も急速に進展する情報技術の動向に注視し、充実を目指してください。

(7) 収集した資料を活用して他施設と連携し、今後も図書館以外の場所での読書活動の推進を図ってください。

従来の図書館サービスの更なる向上と、図書館利用が個人や社会にとって新しい価値を生み出すような様々な工夫や働きかけを期待します。